

作成日：2011年2月1日

## ロシア連邦

特許庁の所在地：

Federal Service for Intellectual Property, Patents and Trademarks

Berezhkovskaya nab.30/1,  
Moscow 123995,  
Russian Federation

Tel: 74 99 240 58 88

Fax: 74 99 243 33 37

E-mail: [rospatent@rupto.ru](mailto:rospatent@rupto.ru)

[fips@rupto.ru](mailto:fips@rupto.ru)

Web-site: [www.rupto.ru](http://www.rupto.ru)

[www.fips.ru](http://www.fips.ru)

## 目 次

### < 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス

### < 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

### < 実用新案制度 >

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
12. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

## **共通情報**

### **1. 加盟している産業財産権関連の条約**

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (4) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (5) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)
- (6) 標章の国際登録に関するマドリッド協定 (International Trademark Registration)
- (7) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (International Trademark Registration (Protocol))
- (8) 外国公文書領事認証免除に関するヘーグ協定 (Hague Agreement)

### **2. 現地代理人の必要性有無**

ロシア国内に住所を有していない出願人は、現地代理人（弁理士又は弁護士）を選任しなければなりません。

### **3. 現地の代理人団体の有無**

Russian Chamber of Patent Attorneys  
Tel.: 7-495-917-2990 7-495-921-4080  
Email: info@palatapp.ru

### **4. 出願言語**

ロシア語以外の言語により出願することができます。

### **5. その他関係団体**

JETRO Moscow Center  
5, Bryanskaya St.  
Moscow, 21059,  
Russian Federation  
Tel: 7 495 580 7320  
Fax: 7 495 580 7323

### **6. 特許情報へのアクセス**

[http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content\\_en/en/main/article\\_empty](http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_en/en/main/article_empty)  
検索方法等の詳細は不明です。

## 特許制度

### 1. 現行法令について

2008年1月1日施行の民事法典が適用されています。

### 2. 特許出願時の必要書類

#### (1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

現地代理人が作成し、署名して提出します。

#### (2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

ロシア語以外の他の言語でもって出願することができます。

但し、この場合、ロシア語翻訳文を出願日から2ヶ月以内に提出する必要があります。

#### (3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract)

#### (4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。

出願日から2ヶ月以内に提出することができます。

#### (5) 優先権証明書 (Priority Document)

・優先権証明書は、優先日から16ヶ月以内に提出する必要があります。

・優先権譲渡証は、第一国出願とロシア出願の出願人が異なる場合には、提出が必要です。

### 3. 料金表 (単位: ロシア・ルーブル (RUR))

(1) 出願料金	5 4 0 0
・ 25個以上の場合各クレーム当たり	8 1 0
(2) 調査請求料金	1 2 9 6 0
(3) 審査請求料金	
・ 1の独立クレーム	8 1 0 0
・ 各独立クレーム当たり	6 4 8 0
(4) 拒絶査定不服審判請求料金	8 1 0 0
(5) 特許付与手数料	1 0 8 0 0
(6) 年金 (各年度当たり)	
・ 第3年及び第4年	2 7 0 0
・ 第5年及び第6年	4 0 5 0
・ 第7年及び第8年	5 4 0 0
・ 第9年及び第10年	8 1 0 0

・第11年及び12年	12150
・第13年及び14年	16200
・第15年及び18年	20250
・第19年及び20年	27000

#### 4. 料金減免制度について

不明です。

#### 5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

#### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されております。

#### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度が採用されております。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ

出願書類が提出されますと、方式的要件の審査、新規性調査、出願公開、審査請求、実体審査の手順で審査が行われます。

##### (1) 方式的要件審査について

- ① まず、方式的要件を満たすか否かについて、審査が行われます。方式的要件を満たしていないと判断された場合、出願人は補正指令書の発行日から2ヶ月の期間が与えられます。
- ② この2ヶ月の期間は延長することができますが、補正指令に対して応答しなかった場合、出願は取り下げられたものとみなされます。

##### (2) 不特許事由について

次の事由については、特許を受けることができません。

- ・ 発見、科学的理論又は算術的方法の場合
- ・ コンピュータプログラム自体の場合
- ・ 精神的活動や遊戯、ビジネスを遂行するための方法や規則の場合
- ・ 美的創作物にすぎない場合
- ・ 公序良俗に反する恐れがある場合

##### (3) 新規性について

出願日（又は優先日）前に、出願に係る発明がロシア国内又は外国において、公衆が利用可能な状態にある場合、新規性は有しません（絶対的新規性の採用です。）

また、出願後、出願公開等された先の出願の明細書等に記載された発明と

同一である後の出願は、特許を受けることができません。

この場合、出願人が同一人の場合でも適用され、特許を受けることはできません。

但し、以下の場合には、新規性は喪失しないものとみなされます。

① 特許を受ける権利を有する者による、出願前6ヶ月以内における、発明の公表。

② 出願前6ヶ月以内に、国際的博覧会に発明を出展した場合。

(4) 新規性調査の請求について

請求により、新規性の調査が行われ、その結果新規性調査報告書が出願人に送付されます。

(5) 実体審査について

① 審査請求は、出願日から3年以内に行わなければなりません。この期間内に審査請求が行われなかった場合、出願は取り下げられたものとみなされます。

② 新規性の有無等の審査結果、特許要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発行され、出願人は当該通知書発行日から2ヶ月以内に意見書または補正書を提出することができます。

この期間は数回請求により延長することができます。期間内に応答しなかった場合には、出願は取り下げられたものとみなされます。

③ 上記応答により、依然として特許要件を満たしていないと判断された場合には、出願は拒絶され、この拒絶に不服を有する場合には、当該拒絶査定通知書の発行日から6ヶ月以内に不服申し立てをすることができます。

④ 一方、特許要件を満たしていると判断された場合は、特許査定が行われます。

この特許査定通知に対して特許発行のための手数料を納付することにより、特許原簿に特許が登録され、出願人に特許証が発行されます。

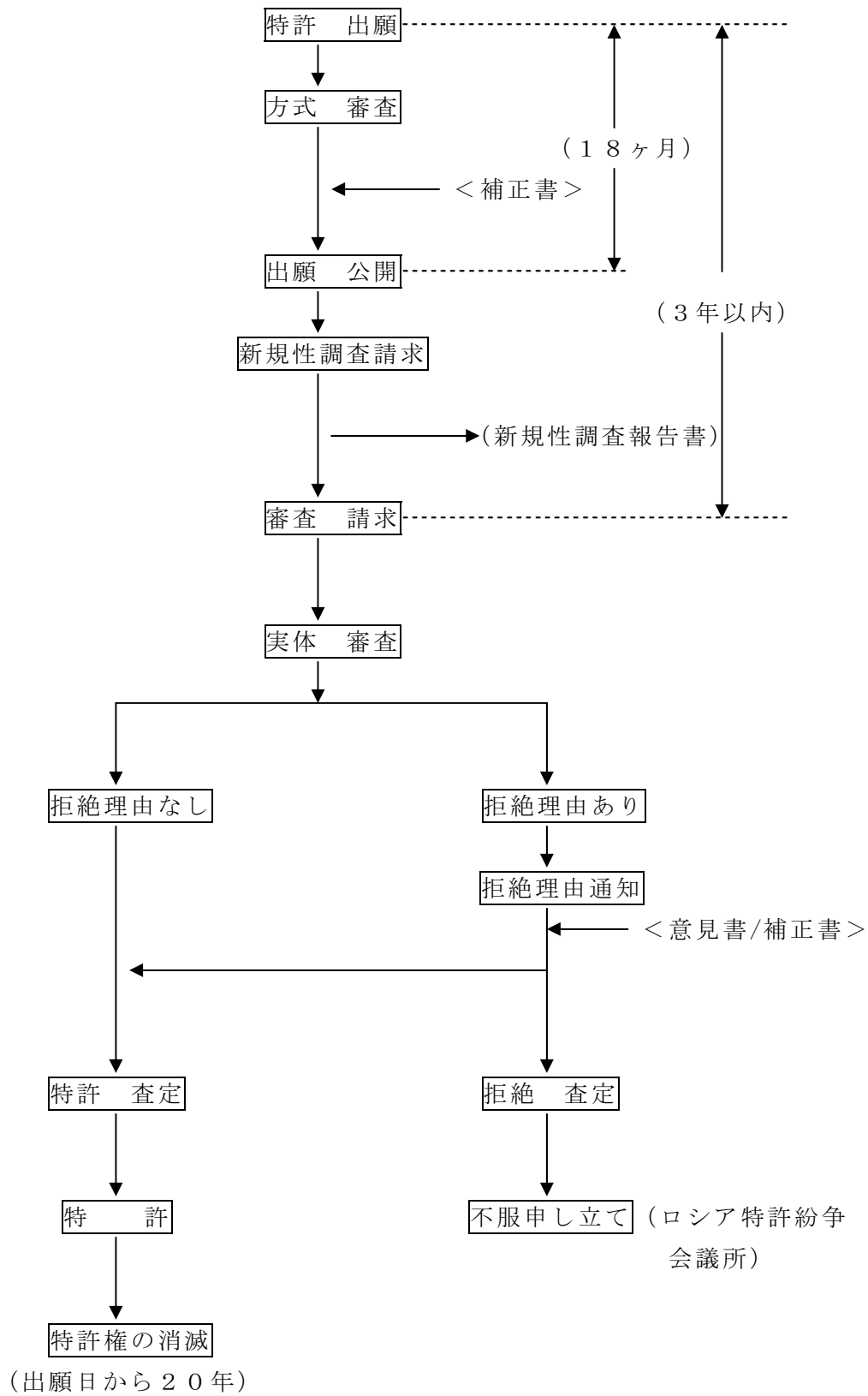
⑤ 分割出願について

出願人は、自発的に特許査定に至るまで分割出願をすることができます。

⑥ 異議申し立てについて

特許付与前の異議申し立て制度は、採用しておりません。

出願から特許権の消滅までのフローチャート





## 9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権存続期間は、出願日から20年です。特許権の設定登録日より発生します。
- (2) 出願維持年金は、登録時に3年度以降の年金を納付する必要があります。

## 10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限：優先日から31ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類： 下記書類のロシア語による翻訳文の提出が必要です。
  - ・明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
  - ・19条がされた場合、国際出願時の請求の範囲及び補正後の翻訳文

### 11. 留意事項

#### 1. 出願の際

- (1) ロシア国において特許の保護を求める場合、パリルートによる直接出願、PCT出願による出願、及びユーラシア条約による出願の、3通りの方法があります。

パリルートによる直接出願の場合には、日本語の明細書等の提出により出願することが可能です。

しかし、この場合には、出願日から2ヶ月以内にロシア語の翻訳文を提出する必要がありますので、この出願方法を利用する場合には、翻訳文提出期限の管理に十分留意して下さい。
- (2) 出願手続が完了した後は、現地代理人に対して、特許庁に提出した書類（願書）及び特許庁からの書類受取の通知書、それに伴う英訳文を必ず送付してもらうようにすべきでしょう。

出願時に、出願人の名称、優先権の情報等の書誌的事項が正確か否かを確認しておく必要があるからです。

#### 2. 出願後審査中

- (1) ロシア国では、審査請求制度を採用しております。期限は、上述しましたように出願日から3年と比較的短期です。

特に、PCT出願経由の場合は、国際出願日から起算され余り期限がありませんので、期限徒過を防ぐために、出来る限りロシア国内段階移行と同時に審査請求をするよう現地代理人に指示をすべきでしょう。

期限内に審査請求を行わなかった場合、出願は取り下げられものとみなされてしまうからです。
- (2) 拒絶理由通知が発行された場合には、必ず特許庁からの通知書及びその英訳文の送付を現地代理人に依頼すべきでしょう。

拒絶理由通知を受け取った場合、応答期限がいつかを判断する必要があります。

り、そのためには当該通知書の発行日を確認しておく必要があるからです。

ロシア語だけでは理解できない場合がありますが、ロシア語による通知書の日付及び現地代理人からの英文による翻訳文により、ある程度日付の確認は可能となるからです。

### 3. 特許後

- (1) 特許になった場合には、必ずクレームの英訳文を作成し送付してもらうよう、現地代理人に依頼すべきかと思われます。

クレームの英訳文を保持することにより、権利侵害等が生じた場合には、容易にその有無を判断することが可能となるからです。

- (2) ユーラシア条約による出願にて保護を求める場合には、ロシア国のみを指定することはできず、全ての締約国が指定された出願になります。

但し、ユーラシア出願が特許になった場合、ロシア国のみ権利の維持を希望する場合には、ロシア国のみ年金を納付することにより、単独でのロシア出願による権利を取得したものと同様な効果を得ることができます。この点、留意すべきと思われます。

## **实用新案制度**

### **1. 現行法令について**

特許と同様に2008年1月1日施行の民事法典が適用されております。

### **2. 实用新案出願時の必要書類**

特許と保護同様です。

#### **(1) 願書 (Request)**

出願人の名称及び住所、代理人の氏名及び住所、優先権を主張する場合は、  
国名、出願年月日及び出願番号を記載します。

#### **(2) 明細書及び請求の範囲 (Specification & Claims)**

#### **(3) 図面 (Drawings)**

#### **(4) 委任状 (Power of Attorney)**

#### **(5) 優先権証明書 (Priority Document)**

### **3. 料金表 (単位: ロシア・ルーブル (RUR))**

(1) 出願料金	2 7 0 0
(2) 登録料金	1 0 8 0 0
(3) 年金 (各年度当たり)	
・ 第1年及び2年	1 3 5 0
・ 第3年及び4年	2 7 0 0
・ 第5年及び6年	4 0 5 0
・ 第7年及び8年	5 4 0 0
(4) 存続期間延長料金	1 3 5 0

### **4. 料金減免制度について**

不明です。

### **5. 実体審査の有無**

実体審査は行われません。

### **6. 出願公開制度の有無**

出願公開制度は採用されておられません。

### **7. 審査請求制度の有無**

審査請求制度は採用されておられません。

## 8. 出願から登録までの手続の流れ

無審査登録主義が採用されておりますので、方式的要件と保護対象を満たしているか否かについての審査のみ行われます。

### (1) 保護対象について

物品に関する形状、構造や装置が対象になり、方法や物質等は実用新案として保護を求めることはできません。

### (2) 新規性について

出願日（又は優先日）前に、世界のいずれかの場所において公開されたもの、ロシア国内において、出願日（優先日）前に公衆が利用可能とされたものは、新規性を有しません。

### (3) 審査・登録手続きに関して

方式的要件及び保護対象の要件を満たしている場合には、登録されます。なお、新規性調査を特許庁に請求することもできます。

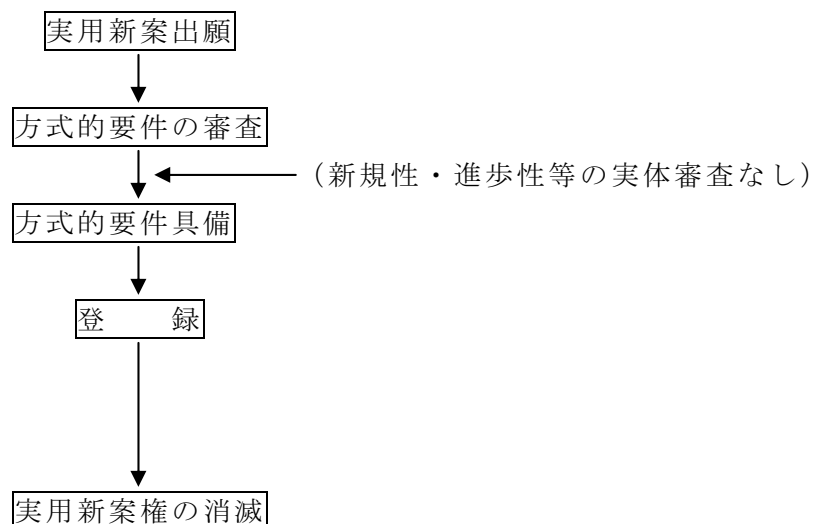
### (4) 異議申し立てについて

実用新案権が存続期間中、登録の異議申し立てをすることができます。

主な異議申し立て理由：

- ① 登録された実用新案が新規でなかった場合。
  - ② 出願時の明細書等の記載範囲を超えて、実用新案権が付与された場合。
  - ③ 同日出願日を有する同一の複数出願が、登録された場合。
- 等です。

出願から実用新案権の消滅までのフローチャート



(登録日から10年間、更に3年間更新可能)

## 9. 存続期間及びその起算日

- (1) 登録日から10年間です。更に3年間更新可能です。
- (2) 実用新案権は、設定登録日から発生します。登録後年金納付が必要です。

## 10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について

不明です。

## 11. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

PCT出願において、ロシアにおいて実用新案として保護を求めることができます。

- (1) 国内段階移行時期：優先日から31ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類：下記書類のロシア語による翻訳文の提出が必要です。
  - \* 国際出願時の明細書・請求の範囲・図面中の説明
  - \* 19条補正書及び陳述書
  - \* 34条補正書等

## 12. 留意事項

ユーラシア出願による場合を除き、特許出願の場合と同様です。

## 意匠制度

### 1. 現行法令について

現在、1992年10月14日施行の旧ロシア特許法が適用され、意匠は意匠特許として保護されます。

### 2. 意匠出願時の必要書類

- (1) 願書：創作者及び出願人の住所、氏名、国籍。ロカルノ協定に基づく意匠の分類。優先権主張の情報（主張する場合のみ。国名、出願日、出願番号）
- (2) 意匠の明細書：意匠の本質的要素、特徴のすべてを記載します。また、意匠の目的及び使用の概要、最も近接する先行技術の記載も必要です。
- (3) 図面：物品の外観の完全かつ詳細な印象を与えることが必要とされ、コンピュータ画像、写真、図面又はその他の表現物の提出が可能です。
- (4) 優先権証明書及びその翻訳：出願日から3ヶ月以内に提出することができます。
- (5) 委任状：出願人の署名が必要です（公証・認証は不要）。
- (6) 譲渡証書：譲受人が出願する場合に必要となります。譲渡人及び譲受人の双方の署名が必要となります。

### 3. 料金表（単位：ロシア・ルーブル（RUR））

(1) 出願手数料	2 7 0 0
(2) 実体審査料	5 4 0 0
(3) O A 応答の延長	
* 5ヶ月以内	5 4 0
* 10ヶ月以内	1 3 5 0
(4) 登録料	1 0 8 0 0
(5) 拒絶査定不服審判料	8 1 0 0
(6) 異議申し立て料	8 1 0 0
(7) 年金	
* 3～4年次	2 7 0 0
* 5～6年次	4 0 5 0
* 7～8年次	5 4 0 0
* 9～10年次	8 1 0 0
* 11～12年次	1 2 1 5 0
* 13～14年次	1 6 2 0 0
* 15年次	2 0 2 5 0

#### 4. 料金減免制度について

料金の減免制度はありません。

#### 5. 実体審査の有無

新規性、独自性の実体審査が行われます。

#### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度はありません。意匠権付与後に内容は公報及びウェブサイトで公表されます。

#### 7. 審査請求制度の有無

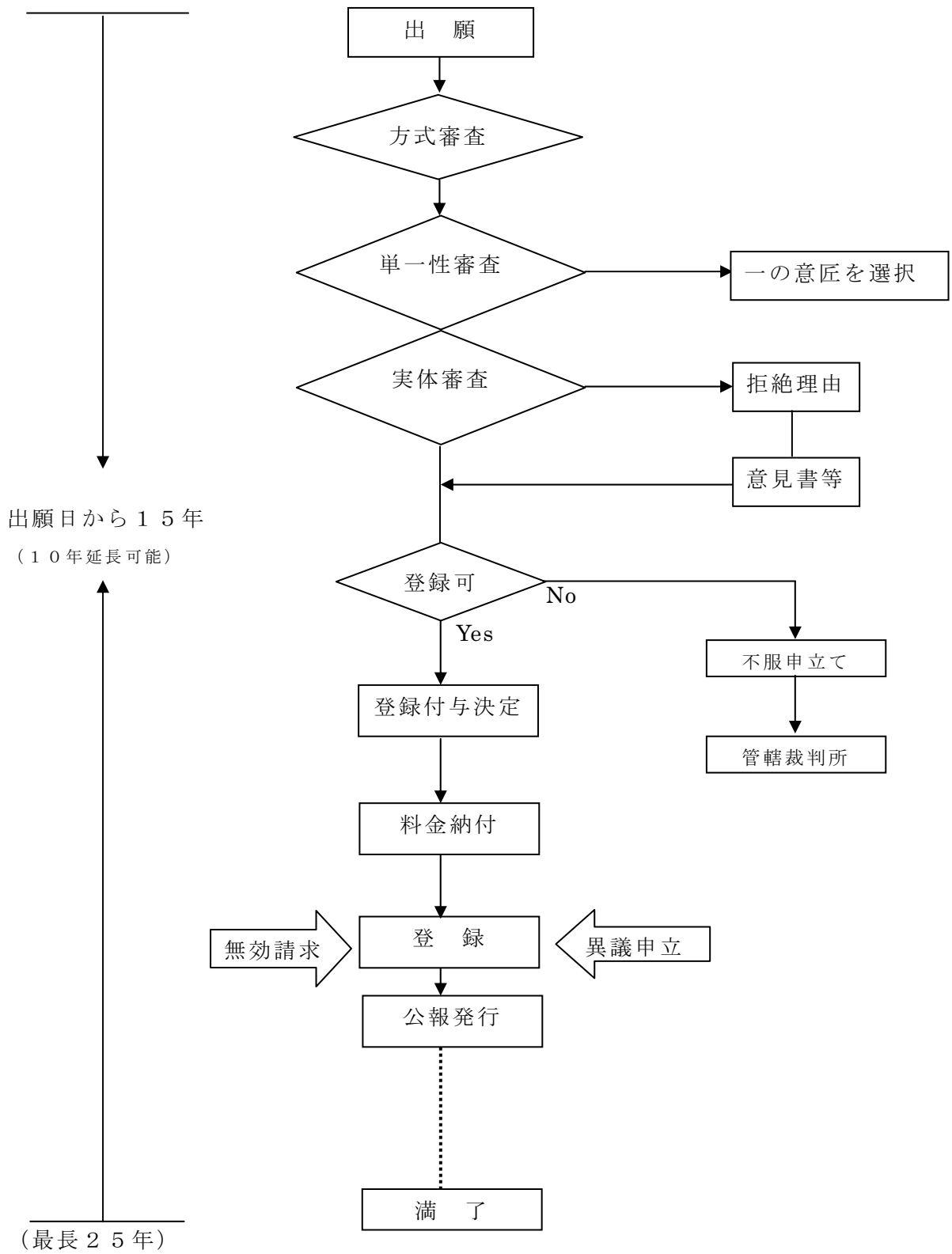
審査請求制度はありません。意匠出願は全件、実体審査の対象となります。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ

意匠出願は、方式要件、意匠の単一性及び実体的登録要件について審査されます。方式要件に不備がある場合には、2ヶ月以内に不備を是正することが必要です。不備が是正されない場合には、出願は取り下げたものとみなされます。意匠の単一性不備が指摘された場合には、出願人は2ヶ月以内に審査対象となる意匠を一の意匠を特定するか、当該出願が一の意匠になるよう出願を分割する必要があります。

新規性、独自性等の実体的登録要件を満たしていないと判断される場合には、拒絶理由に対して最長6ヶ月以内に特許紛争会議所に不服申し立てをすることができます(拒絶理由に対しては2ヶ月の応答期間を4ヶ月延長することが可能です)。特許紛争会議所の決定に対して不服がある場合には、管轄裁判所に訴訟を提起することができます。

実体的登録要件を満たしている場合には、意匠登録付与決定がなされ、所定の手数料を支払うことにより意匠登録され、公報に公告されます。





## 9. 存続期間及びその起算日

意匠権の存続期間は、出願日から15年です。請求により更に10年延長することができますので、最長で25年となります。

## 10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されていません。

## 11. 留意事項

### (1) 意匠の定義

物品の外観を定める芸術的又は芸術構造上の解決は意匠とされ、平面、立体及びこれらの組み合わせが含まれます。

### (2) 新規性

意匠の本質的特徴の全体が、優先日前に世界中のいずれの場所においても一般に利用可能な情報から知られていなければ、新規性があるとみなされます。新規性の判断にあたっては、公表された先行ロシア特許出願、登録意匠も考慮されます。

#### <新規性喪失の例外>

創作者又は出願人によって、出願日前6ヶ月以内に意匠が公表された場合には、新規性は喪失しません。

### (3) 不登録事由

意匠の定義に適合しない意匠、独自性の要件を具備しない意匠、物品の技術的機能のみからなる意匠等が不登録事由とされています。

### (4) 無効請求、異議申立て

意匠権の登録後は、不登録事由に該当することを理由とする無効請求又は異議申立てを行うことができます。

## 商標制度

### 1. 現行法令について

現在商標については、2008年1月1日施行の民事法典第4部が適用されています。

### 2. 商標出願時の必要書類

商標及びサービスマークの出願に必要な事項及び書類は以下のとおりです。

- (1) 願書：出願人の住所及び氏名（法人の場合は名称）。商品・サービスの表示及びそれらの属する区分（ロシアは国際分類を採用しています。改正法により一出願多区分制が導入されました）。
- (2) 委任状
- (3) 商標見本 30通。商標のロシア語への翻訳、及びロシア文字による商標見本の提出が求められる場合もあります。
- (4) 優先権証明書：ロシア出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。
- (5) 優先権翻訳；ロシア出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

### 3. 料金表（単位：ロシア・ルーブル（RUR））

(1) 商標出願	
* 1区分	10500
(審査料金含む)	
* 区分加算	1500
(2) 登録証発行	12000
(3) 異議申立て	10000
(4) 審査結果に対する不服申立	6100

### 4. 料金減免制度について

料金の減免制度は採用されていません。

### 5. 実体審査の有無

商標出願は、登録性、類似性等の実体審査の対象となります。

### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されていません。

## 8. 出願から登録までの手続の流れ

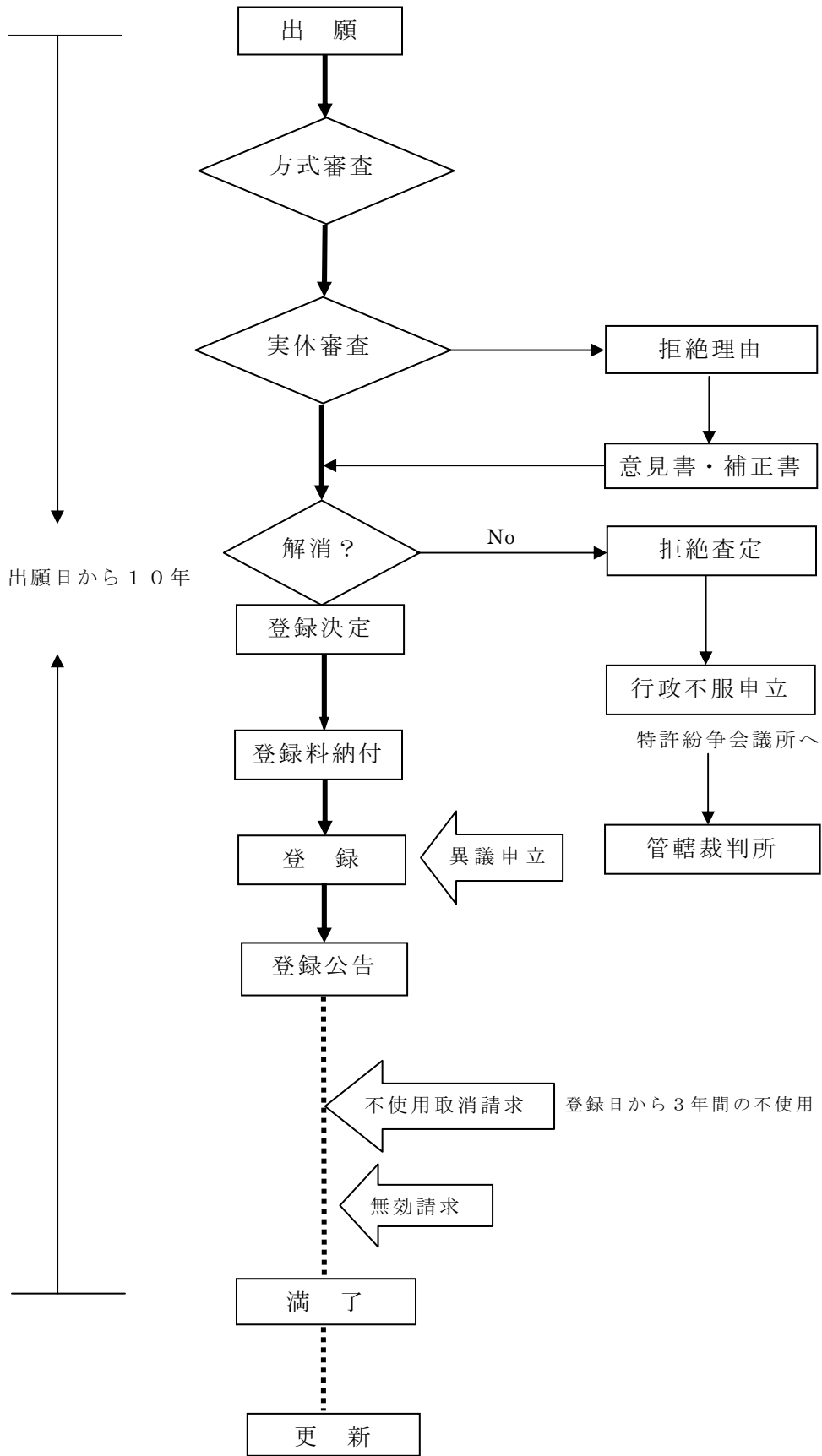
商標出願は、方式審査を経て（出願から1ヶ月以内）、登録性と類似性に関する審査に付されます。審査の結果、登録要件を満たしていないと判断された場合には、拒絶理由が発せられ2ヶ月以内に応答が可能です（この期間は6ヶ月延長可能です）。出願が拒絶された場合には、3ヶ月以内に特許紛争会議所に対して不服を申し立てることができます。更に不服がある場合には、管轄裁判所に不服を申し立てることができます。

登録要件を満たしていると判断された場合には、登録決定が発せられ、登録料の支払いを条件に商標登録されます。商標登録されると、登録証が発行され登録内容が公告されます。

主な不登録事由は以下の通りです。

### 【主な不登録事由】

- (1) 識別性のない商標、商品の種類、質、数量、特徴、価格等を表示するために使用される標識
- (2) 国旗、国の記章、国際的な政府機関の記章、略称、名称
- (3) 需要者の混同を生じさせる標識
- (4) 公序良俗に反する標識
- (5) 先行する他人の登録商標と同一又は類似の商標
- (6) 周知商標と同一又は類似の商標
- (7) 著名人の姓、名、雅号その他の略称、肖像、署名であって本人の承諾を得ていないもの



## 9. 存続期間及びその起算日

存続期間は、出願日から10年です。10年毎の更新が認められています。

## 10. 出願時点での使用義務の有無

出願時に商標の使用義務はありません。

## 11. 保護対象

商標とは、「法人若しくは個人企業家の商品を個性化するために供される識別力のある標識」と、サービスマークとは、「法人若しくは個人企業家が遂行する業務又は提供するサービスを個性化するために供される識別力のある標識」と定義されています。

言葉、絵画、色彩、3次元標識及び他の標識又はその組み合わせ、又は色彩との組み合わせ、音響は、商標となります。但し、芳香は商標の対象とはなりません。

## 12. 留意事項

### (1) 不使用取消制度

商標登録された商標は、その登録日から3年以内にロシア連邦内で使用されなければならないが、継続して3年以上不使用の場合には、利害関係人は最高特許会議所に対して、当該登録商標の取り消しを請求することができます。取り消し請求がなされた場合には、商標権者は登録商標を使用していることを立証しなければなりません。

### (2) 更新制度

商標権の存続期間は出願日から10年ですが、商標権は更新出願により10年毎に更新することができます。更新の際には登録商標を使用している立証は不要で、願書、手数料、必要に応じて登録証明書を提出すれば、存続期間は更新されます。

### (3) 無効請求、異議申立て

商標出願が登録要件に反して登録された場合には、利害関係人は特許紛争会議所に対して登録無効を請求することができます。無効請求は、絶対的無効理由（識別性、公序良俗違反など）と相対的無効理由（他人の先行登録商標との類似性など）に基づいて行うことができます。また、特許紛争会議所に異議を申し立てることも可能です。無効請求、異議申立ては、商標権の存続期間中はいつでも行うことができます。

### (4) 国際登録

ロシアについては、1997年6月10日からマドリッド協定議定書に基づく国際登録の効果が生じています。